

アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の受容と抵抗

先住民族の定義・自決権・土地権をめぐる

小坂田裕子

はじめに

国連の先住民族の権利宣言草案作業部会（以下、WGDD）での11年におよぶ作業を経て、2006年6月国連人権理事会で「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下、国連宣言）草案がようやく採択され、国連総会に送付された。1985年に起草作業を開始して以来、長年にわたって合意達成できなかった国連宣言がついに採択されるかもしれないという期待が高まりつつあった2006年10月、これまで目立った反対をおこなってこなかったアフリカ諸国が、突如、宣言採択に待ったをかけた。ナミビアを代表として、アフリカ諸国が国連宣言草案の検討と採択の延期を要請する決議案を総会第三委員会に提出し、それが採択されたのである。

国連宣言採択を目前にしておこなわれた一連のアフリカ諸国の意見表明からは、アフリカの文脈で先住民族の権利を語ることの困難さ、又はアフリカにおける先住民族問題の特殊性が浮き彫りになった。それは、まず第1に、アフリカにおける先住民族は誰なのか、という先住民族の定義に関連する問題である。先住民族の権利運動は入植国から始まった

2 (2) アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の
受容と抵抗 (小坂田)

ため、従来、先住民族概念はヨーロッパ植民地主義との関連で捉えられていた。そのためアフリカ諸国の多くの政府は、ヨーロッパ植民主義との関係で、全てのアフリカ人は先住民族であるとして、先住民族概念のアフリカへの適用を否定してきた。先住民族の定義は、先住民族による権利要求の中心である土地に対する権利の根拠とも密接に関連する、重要な問題である。というも、ある土地に対する特別な権利が先住民族に認められるのは、剥奪者である植民者との関係で「先に」そこに暮らしていたから、という考え方が成り立ちうるからである。

第2に、アフリカの現在の国境線が、先住民族を主張する複数のエスニック集団を分断する形でひかれていることに関連した、主権国家の領土保全に対する懸念である。アフリカ諸国は、ウティ・ポシデティス原則を採用し、多数存在する部族の現実の生活空間を無視してひかれた植民地境界あるいは行政区画線を独立後も維持し、その中で新たに「国民」を形成することを選択した。そのため、あるエスニック集団に先住民族の自決権を認めることが、分離独立や国境修正等をまねいて領土保全を害されたり、国籍の自由選択等によって国民国家の形成が阻害されたりすることになるのを、アフリカ諸国は危惧しているのである。

本稿では、なぜアフリカ諸国が国連宣言草案の採択延期をおこなったのか、その理由について、上述のアフリカの先住民族問題に関する2つの特殊性を考慮に入れながら、検討する。本稿の検討を通じて、なぜ国連宣言において先住民族の定義がおこなわれなかったのか、またそのことによって、特に土地に対する権利との関係で、いかなる問題が生じうるかについて明らかにする。

・ アフリカのエスニック集団の先住民族権利運動への参加

“indigenous” という概念の語源は、ラテン語の “indigenae” である。“indigenae” は、ある特定の場所で生まれた人々と他の場所から移住し

てきた人々を区別して、前者を表すものとして使われていたという⁽¹⁾。他方、日本語の先住民族という言葉は、1980年代から盛んに使われるようになった新しい言語である。英語圏において、それまでの“native”が「未開」「文化が遅れている」というネガティブなニュアンスがあることから、先住民族運動の盛り上がりの影響もあって、それに代わって“indigenous”という文言が使われるようになったことを受けて、その訳語として利用されるようになったといわれる⁽²⁾。

経済発展のための大規模開発により生活環境を著しく破壊された先住民族は、1970年代に国際的に組織化し、世界規模で先住民族の権利を主張するようになった⁽³⁾。先住民族の権利の主張が組織だって盛んにおこなわれ始めたのは、アメリカ大陸やオーストラリア等のいわゆる入植国からであり、そこを中心に先住民族の議論が発展してきた⁽⁴⁾。そのため当初は、「先住」(indigenous) 民族とは、入植国家に「先に」暮らしていたことが明確である人々という理解が漠然と存在していたといわれ、この範疇に精確にはあてはまらないアフリカやアジアの民族的少数者集団は先住民族ではないという立場も存在する⁽⁵⁾。

先住民族の支援団体や NGO が国際的に活動を展開する中で、アフリカにも積極的に関与するようになり、アフリカ各地に先住民族関連の NGO が設立され、国連宣言の起草作業をおこなう先住民作業部会(以下、U.N. WGIP)にもアフリカの民族的少数者の代表が参加するようになった⁽⁶⁾。1990年代には複数のアフリカ各地の民族的少数者集団が「先住民族」を名乗るようになった背景には、歴史的に異なる文化的伝統を有する国内の主流民族から差別や抑圧を受けてきた歴史をもち、政治的・経済的・文化的に周辺化されている自らの経験が、先住民族のそれと共通性を有することを見出し、先住民族という国際的なディスコースの枠内で自分達についての認知を求める戦略をとるようになったことがある⁽⁷⁾とされる。

アフリカやアジアの民族的少数者集団による先住民族の権利運動への

4 (4) アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の受容と抵抗 (小坂田)

参加は、ヨーロッパ系植民者との関係で捉えられてきた「先住」民族概念の問い直しを迫り、当該概念は植民地化を起点とした先住性にはこだわらず、「植民地化及び近代国家形成のプロセスで周辺化」された文化的独自性を有する民族集団による国家への抵抗の文脈で使われるようになっていった⁽⁸⁾。

このような先住民族の権利運動へのアフリカやアジアの民族的少数者集団の包摂の過程は、国連における先住民族の権利宣言の起草作業にどのように影響したのだろうか。

・ 国連宣言におけるアジア及びアフリカの「先住民族」の受容をめぐる攻防

1. 国連宣言における「先住民族」の定義の回避

国連では1986年に Martínez Cobo がおこなった先住民族の定義が広く普及してきた⁽⁹⁾。Cobo 定義における先住民族の要素としては、先住性（侵略前及び植民地化前から存在する先祖伝来の領域があること）、歴史的連続性（当該領域に侵略前及び植民地化前に発達していた社会と、現在の自分達の社会が歴史的につながっていること）、文化的独自性（独自の文化をもち、それを維持発展させようとしていること）、被支配性（社会の被支配的なセクターを形成していること）、自己認識（現在社会の優勢なセクターとは区別される独特な集団であることを自ら認識していること）があげられる。Cobo が1972年におこなった先住民族の定義では、「世界の異なる地域から異なる文化又は種族出身の者」が来る前から「現在の領域に暮らしていた人民の子孫」という表現が用いられており⁽¹⁰⁾、植民地主義との関係を念頭においた定義をおこなっていた。1986年の定義ではかなり表現が曖昧にされたが⁽¹¹⁾、それでも先住性が必要条件とされており、伝統的な先住民族理解の影響を断ち切れず

にいたといえる。

これに対して、国連の専門機関である ILO 総会で1989年に採択された ILO169号条約は、先住民族の権利を保護する国際文書として知られるが、正確には、その適用対象は、「先住民族及び種族民族」(indigenous and tribal peoples) である。ILO169号条約第1条は、条約が適用される「先住民族及び種族民族」の定義を2項にわたって規定しており、第2条は、自己認識が条約の適用される集団を決定する根本的な基準とされるべきことを定めている。第1条1項の定義は、文化的独自性に、同2項は先住性及び文化的独自性に基礎をおくものである。Cobo 定義との違いで注目されるのは、ILO169号条約では条約の適用対象について、文化的独自性が唯一の客観基準とされており、先住性が必要条件となっていないことである。⁽¹²⁾ ILO の開発政策部が作成した ILO 第169号条約の手引きは、その趣旨が、独自の社会・経済・文化的特徴を持つ民族が現在生活している土地に住み着いた時期が、他の住民より早い時期であったことを示す証拠がないことが多いアフリカ及びアジアの民族にも適用するためであったことを明らかにしている。⁽¹³⁾

では、1985年に始められた国連宣言の起草作業において、先住民族の定義に関してどのような議論がおこなわれていたのだろうか。1980年代から1990年代前半にかけて、U.N. WGIP 及び先住民族の権利宣言草案作業部会(以下、U.N. WGDD)では、国連宣言草案がアジア及びアフリカにも適用されるのかについての議論がしばしばおこなわれた。アフリカ及びアジアの民族代表は、これらの地域の民族的少数者がおかれている苦境がヨーロッパ植民主義の産物としての先住民族の経験に類似していることを主張し、国連宣言草案の適用対象として自分達を含めるよう要求した。例えば、U.N. WGIP 第6会期(1989年)において、U.N. WGIP に参加した初めてのアフリカの共同体代表であるタンザニア Ngorongoro の議員 Moringe Parkipuny は、多くのアフリカ諸国でおこなわれている露骨な文化的不寛容により少数者の基本的権利が侵

6 (6) アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の
受容と抵抗 (小坂田)

害されていることを報告し、世界中の先住民の窮地を特徴づける共通の問題に、これらの少数者も苦しめられていることを次のように説明した。「文化的アイデンティティを維持し、民族としての我々の存在の根本である土地を維持するという最も基本的な権利が、国家及び人口の主流派に属する市民によって尊重されていない⁽¹⁴⁾。我々の社会において、土地及び天然資源は生計の手段、文化の培養基であり、... (略) ...共同体全体にとっての精神的統合を意味する」。また1991年にU.N. WGIPにおいて、北海道アイヌ協会、全国フィリピン先住民族連合会等、複数のアジアの先住民族組織の構成員名義でおこなわれた声明は、先住民族の存在を否定しているアジア諸政府に注意を喚起し、「自らを統治する権利を否定され、我々の地域で種族 (tribal) 及び/又は原住 (aboriginal) と呼称されている人民が、本宣言のために、ILO の実行に従って、先住民族に相当するものとして承認されることを強く要求⁽¹⁵⁾」した。

これに対して、アフリカ及びアジアの政府代表の中には、先住民族問題はヨーロッパ諸国の植民地主義の産物であり、自国には関係ないと主張する者や、ヨーロッパ諸国に植民地化された歴史のある国の場合には、自国のほぼすべての人が先住民族であると主張する者もあつた⁽¹⁷⁾。

1994年に国連人権委員会差別撤廃・少数者保護小委員会で採択された国連宣言草案 (以下、小委員会草案) には、「自らの先住性を認定しかつ認められる」個人及び集団の権利を規定 (小委員会草案第8条) しており、自己認識という主観要件の条文はあつたが、客観要件に関する先住民族の定義は含まれていない。この点、小委員会草案の原案を作成した Daes は、U.N. WGIP 第11会期 (1993年) で、同原案の先住民族の定義の欠如を指摘された際に、Cobo 定義が適用されるべきであると答えていた⁽¹⁸⁾。しかし1996年に提出された「『先住民族』の概念について」と題する作業文書 (E/CN.4/Sub.2/AC.4/1996/2 (1996)) では、Daes の見解がより詳細に述べられており、Cobo 定義に次に見るような限定的な意義のみを認めている。

まず、小委員会草案に先住民族の定義が入れられなかった背景として、U.N. WGIP 第2及び第3会期で「先住」概念の定義について長時間議論がおこなわれたが、コンセンサスに達することはできず、むしろこれらの議論に参加していた先住民族から柔軟なアプローチをとる必要性が強調されたことが明らかにされている (para.68)。また U.N. WGIP の議論で、先住民族代表達が先住民族概念の定義をおこなうことは必要でも望ましくもなく、先住民族をいかに定義しようともその本質的要素は「自己認識」(self-identification) であると強調していたことを指摘しており、その結果として、小委員会草案第8条が作成されたことがうかがわれる (para.35)。

Daes によれば、Cobo 定義は、先住民族と種族の両方を特徴づける「独自性」(distinctiveness) と、先住民族を種族から区別する「植民地主義」(colonialism) の要素を兼ね備えるものであったのに対して (para.25)、ILO 第169号条約は「独自性」という唯一かつ広範な基準により先住民族と種族の定義を統合することに成功したとされる (para.29-32)。Cobo 定義と ILO 第169号条約で示された先住民族概念の異なる点は、「征服、植民地化、服従又は差別が、(同じ国の国民である) 隣人ではなく、世界の他の地域から来た人々によっておこなわれなければならない」ということである。しかし Daes の見解では、かかる差異は、「長期間の侵害と(植民地化以降の) 短期間の侵害を不当に区別するものであり、論理的に期限の区切りを確立することはできない」とされる (para.63)。同報告書で Daes は、「先住」概念の要素として、Cobo 定義のうち 先住性、 文化的独自性、 被支配性、 自己認識をあげているが、これらの要素は包括的定義を構成するものではないとし、世界銀行で「いかなる単一の定義も(先住民族の) 多様性を捉えることはできない⁽¹⁹⁾」という結論に至ったことに国連制度は留意すべきであると述べている (paras.69-71)。

以上のことからすれば、Daes は、植民地化を起点とした先住性には

こだわらず、先住民族の権利をアジア及びアフリカを含めて普遍的に適用すべきと考えていたことがわかる。しかし、植民者、あるいは剥奪した者よりも「先に」暮らしていたという意味での先住性を宣言適用の決定的要因としない場合、先住民族の権利の主体となる先住民族とならない少数エスニック集団の区別とはどこに求められるのか、という非常に困難な問題が残されることになる。このことは Daes 自身も認識しており、同文書の最後に「国連の実行又は手続において、先住民族と種族を区別する十分な論理を見つけることができなかった」ことを強調し(para. 72)、実行における「先住」概念の合理的な発展と地域的な特異性の余地を認めるために、先住民族や政府の意見を閉ざさない公正な機関に国連宣言の実施を委ねるという手続的な解決を提案している (para.74)。

小委員会草案採択後、1990年代後半には「先住性」をめぐる論争はしだいに収束し、1999年の U.N. WGDD 報告書では、「すべての政府が宣言の適用範囲が普遍的でなければならないことを支持した」と記されており、宣言がアジア及びアフリカを含め普遍的に適用されることについて、一般的なコンセンサスが生じていたといえる。宣言を実行可能なものにするために普遍的に受諾されうる定義をおこなうべきと主張するアメリカ等の国家代表もいたが、⁽²⁰⁾多くの政府代表及び先住民族組織は、歴史的及び種族的複雑さを考慮すれば、すべての状況をカバーする普遍的な定義は不可能であるという点で一致していたという。⁽²¹⁾ただし先住性の問題は、次に見るように国連宣言採択直前に AU 諸国によりむし返されることになる。

小委員会草案を基礎に、U.N. WGDD での議論を考慮して U.N. WGDD 第11会期 (2005年12月、2006年 1 - 2月) 議長 Chávez が作成した新たな草案が2006年 6月29日に人権理事会で賛成30、反対2 (カナダ、ロシア)、棄権12で採択された。アフリカ諸国のうち、賛成票を投じたのは、カメルーン、モーリシャス、南アフリカ、ザンビアの4カ国で、棄権したのは、アルジェリア、ガーナ、モロッコ、ナイジェリア、

セネガル、チュニジアの6カ国であった。⁽²³⁾

人権理事会で採択された草案(以下、人権理事会草案)では、先住民族の定義の主観要件に関する小委員会草案第8条に該当する条項も削除されており、主観及び客観要件のいずれも規定されていない。人権理事会草案で主観要件が削除された経緯の説明はないが、第11会期中に小委員会草案第8条に関し、先住民族が主張した小委員会草案無修正採択に加えて、次のような2つの提案がおこなわれたことが記録されている。第1の修正案は、「先住民族は、自ら先住性を認定することができる(may identify)(略)」とし、先住民族として認められる権利を排除するもので、第2のアメリカ修正案は、「先住民族は、国家から透明で合理的なプロセスを通じて先住民族として認められる権利を有する(略)」とし、国家による先住民族認定における手続的保障として構成している。⁽²⁴⁾これらの提案は、自国内の先住民族の存在を認定する権限を国家が保持しておきたいという意図の表れであり、小委員会草案第8条の要素は、議長提案第32条(国連宣言第33条)に、先住民族が自己のアイデンティティを決定する権利としてのみ残されることになった。

2. アフリカ・グループによる国連宣言への反対と妥協の成立

2007年10月、ナミビアを代表として、アフリカ・グループが国連宣言草案の検討と採択の延期を要請する修正案を総会第三委員会に提出し、それが賛成82、反対64、棄権25で採択された。⁽²⁵⁾ナミビア代表は修正案の趣旨について、いくつかの規定が、多くのアフリカ諸国の憲法に反しており、コンセンサスに達する観点から、更なる協議を認めるべく採択を遅らせることが公正かつ合理的であると説明している。⁽²⁶⁾また投票後、他のアフリカ諸国代表も立場表明をした。⁽²⁷⁾例えば、ケニア代表は、「『先住』等の定義されていないものを支持することはできない。自決は植民地統治下の人々にのみ適用された」と述べている。

10 (10) アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の
受容と抵抗 (小坂田)

ナミビアにより準備され、2006年11月に国連総会第3委員会での議論のためにアフリカ・グループにより提出された覚書には、人権理事会で採択された国連宣言草案（人権理事会草案）に対するアフリカ諸国の見解が示されている。まず、先住民族の定義について、覚書は、「アフリカは種族紛争の影響から依然として回復しているところであることに留意」する必要がある、「(定義の欠如は)種族集団間の緊張と主権国家内の不安定を作り出しうる」として、権利主体を明確にすることを要求している (para.2.2)。次に、先住民族の自決権及び自治権の規定（人権理事会草案前文13項、第3条、第4条）が、「一方的な自決権と国内の人口の独特な集団に分離の可能性を付与し、国家の政治的一体性と領土保全を脅かすものと誤解されうる」と懸念を表明し、主権国家の領土保全を規定する「1960年植民地独立付与宣言第6条及び第7条を含めることでバランスをもたらすことが必須である」と強調した (paras.3.1-3.3)。独自の政治的、法的、経済的制度を維持及び強化する権利（人権理事会草案第5条）については、「多くのアフリカ諸国の憲法に反しており、もし採択されれば、アフリカ諸国に憲法問題を引き起こす」と危惧する (para.4.0)。

また先住民共同体又は民族に所属する権利（人権理事会草案第9条）に関連して、覚書は、アフリカにおけるウティ・ポシデティス原則との抵触の可能性について、次のように懸念を示している。「アフリカ諸国の現在の境界線は、植民地勢力によって人工的にひかれたものである。境界線は、同じ種族共同体の構成員達を横断又は分断した。それゆえ本条項は、種族共同体がある国家に住みながら、他の国家に属することを選ぶという意味に解釈されうるという真の危険が存在する (para.5.0)」。土地及び資源に対する権利（人権理事会草案第26条）については、「(アフリカ)諸国の憲法規定によれば、土地及び資源に対する管理は国家の責任である」として実行不可能と結論する (para.7.0)。

2007年1月にアフリカ連合（以下、AU）は、国連宣言草案に関する

決定 (Assembly/AU/Dec.141 (VIII)) を採択し、アフリカ大陸に国連宣言がもたらす政治的、経済的、社会的及び憲法的影響について懸念が表明されている (para.2)。そして更なる協議が必要とされる問題として、先に見た覚書で指摘されていた、先住民族の定義、自決権、土地及び資源の所有権 (ownership)、独特な政治的及び経済的制度の確立、国家及び領土の保全をあげている (para.6)。さらには、独立時の国境線尊重を宣言した1964年アフリカ統一機構 (OAU) 決議 (以下、「カイロ宣言」) の再確認と (para.2)、アフリカの人民の大多数がアフリカ大陸に先住 (indigenous) していることの確認もおこなわれた (para.7)。

2007年5月にアフリカ人権委員会 (以下、ACHPR) は、バンジュール憲章第45条1項 (a) に基づいて、国連宣言に関する勧告的意見を出し、それが2007年7月の AU サミットで議論された。⁽²⁹⁾ ACHPR 勧告的意見は、2003年に採択された先住民族の権利に関する ACHPR 作業部会報告書の内容に沿って、AU 覚書に示された懸念に答え、国際的なコンセンサスを達成し、アフリカの視点を国連宣言に反映させるために、アフリカ共通の立場を促進するよう AU 諸国に勧告している。

一連の文書等で示されたアフリカ・グループの見解は、2007年5月に人権理事会草案に対する33項目の修正案としてまとめられて提出された。⁽³¹⁾ そこでは、例えば、人権理事会草案第3条の「自決」という文言を削除して、「国家の政治に参加する」権利に変更したり、先住民共同体又は民族に所属する権利に、「国境や国家及び領域保全の原則を尊重して、法に従って行使されなければならない」と追加したりして、先住民族の権利が分離独立や既存の国境線変更のために用いうる可能性を否定した。さらには先住民族が自治権や土地及び資源に対する権利を「国内法に従って」有していると規定して、国内法の枠内での承認に限定しようとする試みもなされていた。なお、修正案には先住民族の定義は含まれていない。その理由は明らかではないが、ACHPR 勧告的意見で、「いかなる

普遍的に合意される定義も、いかなる単一の定義も、先住民の特徴を捉えることはできず、定義は必要でも有益でもない」(p. 3) と述べられていることが、考慮された可能性を指摘できる。

アフリカ・グループの修正案は、先住民族の権利を事実上、無意味にしてしまう虞のある要求を多数含んでいたが、世界各地域の先住民族団体の調整体である「グローバル世界先住民族コーカス」が中心となってアフリカ諸国との交渉をおこない、2007年8月末に修正を9項目までに減らした妥協案を確定させた。⁽³²⁾ この妥協案が2007年9月13日に国連総会で採択されるのだが、アフリカ・グループ提案の趣旨を承認しておこなわれた修正として、次の2点が重要であるだろう。まず第1に、「先住民族の状況は地域ごと及び国ごとに異なること、並びに国及び地域の特殊性の意義並びに多様な歴史的、文化的背景を考慮されるべきであることを認識して」という、ウィーン宣言及び行動計画(1993年)第5項に基づく1文が前文に入れられたこと。第2として、国連宣言第46条1項に、この宣言のいかなる記述も、「主権独立国家の領土保全や政治的統一を全部又は一部を分割しあるいは毀損するいかなる行為をも、承認し又は奨励するものと解釈されてはならない」という、友好関係宣言(1970年)第5原則「人民の同権及び自決の原則」に含まれるフレーズが入れられたことである。

2007年9月の国連宣言採択において棄権をした11カ国のうち、アフリカ諸国はナイジェリア、ケニア、ブルンジの3カ国であった。アフリカ・グループ提案で代表を務めたナミビアは、賛成票を投じたが、宣言が先住民族に新たな分離権を付与すると解釈されえないことを念押しした上で、ナミビアは「第46条2項の『法』という文言が国家の国内法に言及していると理解して」おり、それゆえ「宣言に規定される権利の行使は、国家の憲法枠組み及び他の国内法に服するものと理解する」との立場表明を投票後におこなった。第46条2項は、宣言の権利が「法によって定められ」かつ人権に関する国際義務に従った制限のみに服することを規定

するもので、ナミビアが主張するような国内法を理由とする義務の不遵守を容認する趣旨ではない。ナミビアは、賛成票は投じたものの、国連宣言を受けて先住民族に権利を認める意図がないことは明らかであった。

・ アフリカ・グループ反対の背景

これまで目立った反対活動をおこなってこなかったアフリカ・グループが、突然、国連総会第3委員会では反対をおこなったのは、先住民族の権利の中核である自決権、土地及び資源に対する権利、集団の権利等に強い反対を表明してきた CANZUS と呼ばれる反対派グループ（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）に自決権等の懸念を煽られたためというのが一般的な理解である。⁽³³⁾ 会議裏のロビーイング活動の詳細まで確認する術はないものの、アフリカには近年、以下に見るように自国内に先住民族の権利に関する困難を有している国家が多く存在することは事実であり、もともと自らが抱えていた不安要素を CANZUS によるロビーイングを契機に再認識したということは十分に考えられる。

1. 先住民族の自決権と領土保全の緊張関係

不安要素の第1として、アフリカ・グループは、先住民族の自決権に付与することにより、主権国家内の集団への分離権承認と解釈されることを懸念しただけでなく、それが既存の国境線の修正の根拠として用いられることへの危惧も有していたことである。先住民族の自決権がウティ・ポシデティス原則の妥当性を否定し、現在の国境線を領域支配の実態に合わせた修正を認める権利と解されることへの強い反対は、AU 決議にも表れている。

アフリカ諸国が独立する際に、住民の意思を尊重して植民地時代の国境線を変更しようという考えもあったが、新独立国家相互間の国境紛争

14 (14) アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の
受容と抵抗 (小坂田)

を抑止すべく、1964年カイロ宣言で植民地境界あるいは行政区画線に基づく独立時の境界線を尊重することを宣言し、ウティ・ポシデティス原則を採用した⁽³⁴⁾。アフリカ諸国による部族の現実の生活空間を無視したウティ・ポシデティス原則は、人民が自由に表明した意思の尊重を内実とする自決権と深刻な緊張関係にあると一般に解されている⁽³⁵⁾。アフリカにおける非植民地化の場合、自決による独立が重視された結果、国家の要件の中核とみられてきた実効的支配の要件が一定の修正を迫られ、ある程度、緩和された⁽³⁶⁾。このようにして独立を達成したアフリカ諸国は、人工的に区分された国境の中に囲い込まれた多民族・多部族に属する人々を新たに「国民」(nation)として統合し、当該領域に対する実効的支配の確立に取り組むことになったのである⁽³⁷⁾。その後のアフリカにおける近代国家建設の進行状況は、一般化するにはあまりに多様であるが、ICJのブルキナファソ・マリ事件等で明らかになったように、法律上の国境線と領域支配の実態が乖離している場合も少なくなく、それが基で国家紛争に至ることもあった。そのため自決権の観点から、現在におけるウティ・ポシデティス原則の妥当性に疑問を呈し又は否定したり、アフリカの領域支配の実態に合わせた国境線を再画定する必要性や正当性が主張されたりしてきた⁽³⁸⁾。このような自決権に基づく主張が、アフリカに多数存在するエスニック集団によっておこなわれることになれば、領土保全に対する脅威となりうると、アフリカ諸国は危惧したのである。また、既に見たように、アフリカ諸国は、人工的な境界線によって分断されたエスニック集団に、国連宣言が国籍を選択する権利を付与するものと解されることにも懸念を表明していた。

そもそも先住民族の権利運動は、国民国家形成の過程から自分達が排除され、土地を剥奪され、文化的・言語的同化を強要され、現在まで抑圧された状況にあり続けていることに対する異議申し立てである。先住民族は、国家と平等の立場にあるとして先住民族の主権を主張し、先住民族の運命は自分達に決定権があるとして自決権を求め、国家中心主義

的な近代思考そのものに対する挑戦をおこなってきたのであり、その意味で、既存の国家の枠組みを前提として多文化共生型の国家再構築を求める多文化主義を超えていた⁽⁴¹⁾。先住民族の自決の主張を徹底すれば、先住民族が帰属する国にとどまるのか、あるいは独立等の形又は他国の国籍を選択するという形でその国を離れるのかは、本来、先住民族自身が決定しうる権利を有するということになる。しかし、実際には、国連宣言の起草過程において先住民族代表達は、人民の自決権を規定する国際人権規約にはない国家の領土保全尊重に言及する修正案に反対していたが⁽⁴²⁾、分離や国境線の修正等の領土保全を害する権利を希望しているわけではないと表明しており⁽⁴³⁾、最終的には、第46条2項の修正という妥協にまで応じた。それは、自らが独立できるような経済的・社会的基盤をもたない脆弱な存在であることを自覚していたからと⁽⁴⁴⁾、国家の領土保全を害する類の主張を除けば、多くの国家の合意が得られる可能性が高いという合理的計算があったからと考えられる。その結果として、国連宣言における自決権は、Daesが「遅れた国家建設」(belated State-building)と表現したように⁽⁴⁵⁾、近代国家の枠組を前提とした上で、その中で先住民族の権利を回復又は実現する形での国家再構築を目指すものとなり、多文化主義の枠内でも語られうる内容となったといえる⁽⁴⁶⁾。

2. アフリカの国内裁判所における先住民族の土地権承認

第2は、アフリカ諸国、特に一連のアフリカ・グループ提案で積極的役割を果たしたり、国連宣言の採択に棄権をしたりした国の一部に対して、近年、国内裁判所やアフリカ人権委員会によって先住民族の土地権を認めるような判断がおこなわれていることである⁽⁴⁷⁾。ナミビア、ボツワナ、ナイジェリアは、アフリカ・グループの中でも反対派の中心的な存在であったといわれており⁽⁴⁸⁾、中でもナイジェリアは国連総会における宣言採択で棄権をしたが、その国内では様々なエスニック集団による分離独立⁽⁴⁹⁾、地方自治、土地権等を求める活動が展開され、ACHPRで問題と

なったナイジャー・デルタでの石油採掘に起因する Ogoni 民族の生活環境破壊問題など、多くの民族問題を抱えている。また、ナミビアには南部アフリカ先住民 San 連合の本部が存在し、先住民族の土地権承認を求める活動が活発におこなわれており、比較的稳定した政権を維持しているといわれるボツワナも次に見るように先住民族の土地権に関する国内裁判を抱えていた。さらに、総会で棄権したケニアは、Likipia 地方でマサイ族による激しい土地返還運動がおこなわれている上に、当時、他の先住民族の土地権に関する紛争が ACHPR で係争中であった。ACHPR での先住民族の土地権承認については、別稿で扱う予定のため、ここではアフリカの国内裁判所において先住民族の権利が承認された事例について、概観する。

(1) Richtersveld 事件 (2003年南アフリカ最高裁判所)

アフリカの国内裁判所で初めて先住民族の土地権が認められたのは、伝統的に暮していた中央カラハリ砂漠の Richtersveld から、ダイヤモンド採掘のために追い出されたとして、KhoiKhoi 族系のエスニック集団である Richtersveld 共同体が、土地権回復法令に基づいて土地の返還を求めた南アフリカ最高裁判所の Richtersveld 事件 (2003年) である。⁽⁵³⁾ 最高裁判所は、次のような理由から、Richtersveld 共同体に土地返還権があることを認めた。1847年に大英帝国に併合される以前から Richtersveld 共同体によって同地は排他的に占有され、共同体は慣習法上の土地権を有しており、それはコモン・ローの所有権に類似した利益であり法令の「土地権」を構成する (paras.13-29)。植民地政府は Richtersveld を「無主地」(terra nullius) とみなしていた。しかし、西サハラ事件 (1975年) で ICJ は、「社会的及び政治的組織を有する部族や人民の居住する地域は無主地とみなされていなかった」としており、併合時に Richtersveld 共同体が社会的及び政治的組織を有していたこ

とは明らかで、同地は無主地とみなされえない (paras.45-46)。またオーストラリア連邦最高裁判所 Mabo 判決 (1992年) で「単なる主権の変更は土地に対する先住権原を消滅させない」という規則を支持した Brennan 裁判官に同意し、Richtersveld 共同体の同地に対する慣習法上の利益は、併合によって消滅しなかった (paras.60-61)。英領邦下の1920年代半ばに Richtersveld でダイヤモンドが発見されてから、一連の立法及び行政措置によって Richtersveld の土地権及び鉱石権は国营企業である Alexkor に付与され、同共同体は土地にいかなる権利も認められていない (paras.90-110)。Richtersveld 共同体は、「人種差別的な実行の結果として」土地を剥奪されたといえ、法令における土地返還権承認の要件を満たす (para.111)。

同判決後、2007年4月にようやく3当時者間での和解が成立し、2007年8月の南アフリカ閣議承認を経て、Richtersveld の194600ヘクタール (うち84000ヘクタールは Alexkor によって所有されていたもの) を共同体に譲渡し、ダイヤモンド採掘のための移住について1億9千万ランドの補償金が Alexkor により支払われ、さらに共同体と Alexkor による合同採鉱事業がおこなわれることが決定した。⁽⁵⁴⁾

(2) San 事件 (2006年ボツワナ高等裁判所)⁽⁵⁵⁾

次にアフリカ国内裁判所において先住民族の土地に関する権利が認められたのは、2006年12月ボツワナ高等裁判所においてである。本件では、1990年代半ばから政府は、中央 Kalahari 動物保護区 (CKGR) に暮らす San 族共同体の移住政策の実施を始め、2002年1月31日には財政難等を理由に CKGR での水供給等の公共サービスの停止が宣言されたことで、San 族の大部分が移住せざるを得なくなったことの違法性について争われた。政府による移住政策は、住民の生活向上や野生動物を保護し観光を活性化させること等を目的とするが、1980年代に CKGR 内

で鉱脈が発見されており、ダイヤモンド採掘事業の思惑も疑われてきた。裁判所は、2002年の政府によるCKGR内の公共サービス停止は、違法または違憲ではなく、回復の義務はない(3名の裁判官のうちDow判事反対)としたが、原告達は2002年1月31日以前に合法的に占有していたCKGR内の土地を所有しており(全員一致)、当該土地の所有を合意なく強制的に政府によって剥奪された(Dibotel判事反対)とした。そして、政府が原告達に保護区について特別なライセンスを発布しないのは、違法かつ違憲で(全員一致)、政府が原告達に特別な許可なく、CKGRに立ち入ることを拒否することは、違法かつ違憲である(Dibotelo判事反対)判断した。

Dow判事は、原告達が「先住民族」として承認されるようになった部類の人民に属すると指摘し、Cobo報告書を引用して、現在、先住民族を扱う全ての政策及び指令は、彼らの土地との特別な関係を承認する必要があるという立場に立っていることを最初に明らかにしていた(pp. 201-202)。また、Phumaphi判事は、Bushmen(Sanの俗称)はCKGRとして知られている地区に英領となる1910年より前から暮らしており、先住権(native rights)を有していたとする。その上で、大英帝国及びボツワナ政府はCKGRのBushmanを不法侵入と考えられておらず、当該地区が1910年に大英帝国領となったことや、1961年に保護区に設定されたことによって、彼らの先住権は消滅しなかったと述べており(p. 322-350)、より明確に本件を先住権原の問題として捉えていた。

ボツワナの裁判所は、高等裁判所と控訴審裁判所による2審制が基本であるが、本件で、ボツワナ政府は控訴をせず、高等裁判所の判決が確定している。判決を受けて、ボツワナ政府は、本判決の原告リストに載っていた者に限ってCKGRに戻ることを認め、その他の移住を余儀なくされた者が戻るには政府の許可が必要とした⁽⁵⁶⁾。本件では、San族の共同体が伝統的に暮らしていた土地に対するアクセス権及び使用権が認められたが、公共サービスが停止されて以降も、移住に抵抗したごく少数の

住民が暮らしをおこなっていたこと等が指摘され (Dibotelo 判事, pp. 69-70), 彼らが同地において基本的な公共サービスを受ける権利は否定された。

この判決に対しては、「開発政策とは切り離された『故地での狩猟採集生活』をおくるか、それが嫌なら故地には戻らない、そのどちらかを選べということの意味する」ものであるが、大半のCKGR住民にとって「開発」と「伝統」は二律背反的に存在しているわけではなく、むしろ分がちがたく組み合わせられているという批判が文化人類学者からおこなわれている⁽⁵⁷⁾。なお、自由権規約委員会によるボツワナ政府第1回報告書審査では、最終所見において、政府がCKGR内の地下水へのアクセスを認めていないことへの懸念が表明され、本高等裁判所判決の理由づけと一致するように、CKGRに戻る権利が移住させられた全ての人に与えられることに加えて、彼らの帰還権享受を促進するために必要なすべての措置が取られることについて勧告がおこなわれている⁽⁵⁸⁾。

(3) 小括

南アフリカとボツワナの国内判決は、いずれも大英帝国に植民地化される以前から問題となっている土地を原告達の祖先が占有していたことを根拠として、当該土地に対する共同体の所有権又は使用权を認めるものである。南アフリカとボツワナはいずれもオランダ系ローマ法に影響を受けたコモン・ローを採用しており、Mabo 判決 (1992年) 以降にコモン・ロー諸国で先住権原が認められる場合がでてきた流れの一つに位置付けられるもので、その意味では、先住性を基礎におく伝統的な先住民族理解に基づく判決といえる⁽⁵⁹⁾。しかし、そもそもアフリカでは、全てのアフリカ人が先住民族であるという考えが根深く存在していたのであり、これらの判決でアフリカの国内のある特定のエスニック集団に先住民族としての権利が認められたことの意義は大きい。2000年代に入って

からのこのような国内判例の出現も、国連宣言採択直前におけるアフリカ諸代表の態度変化の要因として考えられる。

おわりにかえて

本稿の考察で明らかにしたように、ヨーロッパ植民地者との関係で捉えられていた「先住民族」概念は、国連宣言起草作業の初期段階にアジア及びアフリカ諸国の少数民族集団からの要請を受けて拡大され、1990年代半ばには、アジア・アフリカを含めた普遍的適用が前提とした議論がおこなわれるようになった。ただし、1990年代に多くのアフリカの少数民族が「先住民族」と名乗るようになった背景には、国連宣言の起草作業でアフリカの民族集団代表が先住民族としての承認を要求していることが広く知られることになったこともあるので、アフリカの少数民族又は種族間での先住民族概念の普及と、国連宣言における先住民族概念の拡大は、相関関係にある。

国連で広く普及してきた Cobo 定義の存在にも関わらず、小委員会草案から一貫して国連宣言に「先住民族」の定義が欠如しているのは、Cobo 定義では捉えられない多様な歴史的・社会的背景をもつアジア・アフリカの少数民族集団に適用が拡大され、定義をおこなうことが著しく困難になったことが一因であると考えられる。国連宣言の適用においては、ILO 第169号条約の場合と同様に、ある領域に植民者よりも「先に」暮らしていたという意味での先住性は、もはや先住民族の絶対的な要件ではないといえるが、それでは国連宣言が適用され、伝統的土地に対する権利が認められる先住民族と、認められない民族的少数者の境界線はどのように決められるのか、という問題が生じる。この点、小委員会草案では、自らの先住性を認定しかつ認められる権利が規定されており、自己認識という主観基準によって、両者の境界線を決すると解することも可能であったが、最終的に採択された国連宣言はこの主観基準も

削除されているため、少なくとも条文上は解決不可能となっている。

筆者が別稿で明らかにしたように、先住民族の伝統的土地に対して何らかの集団的権利を承認する方法として、第1に、先住民族とその伝統的土地との間の経済的及び精神的結びつきの強さを強調するアプローチと、第2に、過去に不当に剥奪された先住民族の伝統的土地に対する補償や返還を認めるアプローチが存在しうる。⁽⁶⁰⁾ 植民地責任論につながりうる第2アプローチは、国家のよる反対が強く、国際文書では国連宣言で初めて認められた。第1アプローチに立つ場合、先住性は必ずしも必要ないが、第2アプローチでは、剥奪した者との関係での先住性が論理的には要求されることになる。この点、先住民族の定義を回避し、先住性の証拠に乏しいアジア・アフリカへの適用を認めた国連宣言の趣旨からすれば、ある集団に土地に対する特別な権利が認められるためには、第1アプローチに依拠して、伝統的土地との間の精神的な特別な結びつき(国連宣言第25条)が確認されれば足りると解することも可能なはずである。しかし、本稿でみた南アフリカとボツワナの国内裁判所判決は、いずれも、植民者との関係での先住性を承認した上で、第2アプローチに依拠して、国内のある集団に対して、伝統的土地に対する特別な権利を認めている。それは、もちろんこれらの国家がコモン・ロー体系に属しており、Mabo判決の影響を受けていたこともあっただろうが、多数の民族が混在し、かつ伝統的に先住民族概念が存在しなかったアフリカにおいて、植民者との関係での先住性を要求しないで、土地との精神的及び経済的な結びつきを強調し、先住民族の土地に対する特別な権利を認めることが、権利主体の無制限な拡大につながりうることを、これらの裁判所が認識していたとも考えうる。

アフリカにおける先住民族の土地に対する権利の承認は、2000年代に入って、動き始めたばかりである。アフリカで、周辺化されたエスニック集団の実質的平等を意図して、土地や資源に関して、先住性を必要条件としない先住民族の権利を承認する方向が目指されるのか、あるいは、

南アフリカやボツワナの国内裁判所判決で示されたように、植民者との
関係での先住性を要求する方向が維持されるのか、今後の展開に注目し
たい。

本稿は、平成22年度科学研究費補助金 (若手研究 [スタートアップ])
による研究成果の一部である。

- (1) Working Paper by the Chairperson-Rapporteur, Mrs. Erica-Irene
A. Daes, *On the Concept of "Indigenous People"*, U.N. Doc. E/CN.4
/Sub.2/AC.4/1996/2 (1996), p.5, para.10.
- (2) 内堀基光 「先住民」の誕生 Indigenous People (s) の翻訳をめぐる
パロディカル試論 窪田幸子他 (編) 『先住民』とはだれか』世界思想
社, 1999年, 1頁。
- (3) Patrick Thornberry, *Indigenous Peoples and Human Rights*, Man-
chester UP, 2002, p.21; 桜井利江 「国際法における先住民族の権利 (一)
先住民族の土地の権利をめぐる」 『九州国際大学法学論集』第5巻
第2・3合併号 (1999年), 46-51頁。
- (4) Ronald Niezen, "The Origins of Indigenism: Human Rights and
the Politics of Identity", in S. James Anaya, *International Human
Rights and Indigenous Peoples*, Aspen Publishers, 2009, pp.8-10.
- (5) 窪田幸子 「普遍性と差異をめぐるポリティックス 先住民の人類学的研
究」窪田他 (編)・前掲書注 (2), 2-3頁; U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/AC.4
/1996/2 (1996), p.20, para.64.
- (6) 丸山淳子 「開発政策と先住民運動のはざままで ボツワナの再定住地にお
ける居住形態の再編」窪田他 (編)・前掲書注 (2), 226-227頁。
- (7) 窪田前掲論文・注 (5), 5頁。ヨーロッパ植民地主義の産物としての
先住民族概念へのアジアの少数民族による挑戦を考察したものと
して, see Benedict Kingsbury, "Indigenous Peoples in International Law:
A Constructivist Approach to the Asian Controversy", *American
Journal of International Law*, Vol.92 (1998), pp.414-457.
- (8) 宮脇幸生 「解説 北東アフリカ」福井勝義他 (編) 『講座世界の先住民
族 ファースト・ピープルの現在 05 サハラ以南アフリカ』明石書店,
2008年, 24 - 25頁。

- (9) José Martínez Cobo, *Study of Discrimination against Indigenous Populations*, U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add.4 (1986), para.379; 岩沢雄司「二風谷ダム判決の国際法上の意義」芹田健太郎他(編)『講座国際人権法2 国際人権規範の形成と展開』信人社, 2006年, 372頁。
- (10) U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/L.566 (1972), para.34.
- (11) P. Thornberry, *supra* note 3, pp.47-48.
- (12) P. Thornberry, *supra* note 3, p.48; B. Kingsbury, *supra* note 7, p. 420.
- (13) マヌエラ・トメイ他(著), 苑原俊明他(訳)『先住民族の権利 ILO第169号条約の手引き』論創社, 21 - 22条。
- (14) Moringe Parkipuny, Member of Parliament Ngorongoro, Tanzania, Statement before the U.N. WGIP 6th Session, *The Indigenous Peoples Rights Question in Africa*, Aug. 3, 1989, available at: <http://cwis.org/africa.html>.
- (15) B. Kingsbury, *supra* note 7, p.417.
- (16) *See, for example*, 中国, U.N. Docs. E/CN.4/1995/WG.15/2 and E/CN.4/1998/106, p.8; インド, B. Kingsbury, *supra* note 7, p.433.
- (17) *See, for example*, バングラディッシュ, B. Kingsbury, *supra* note 7, p.433, note 74.
- (18) U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/1993/29 (1993), p.15, para.44.
- (19) The World Bank Operational Manual, Operational Directive 4.20 (1991), para.5.
- (20) U.N. Doc. E/CN.4/1999/82 (1999), para.65.
- (21) アメリカ, U.N. Doc. E/CN.4/1999/82, para.40 (1999); バングラディッシュ, U.N. Doc. E/CN.4/2001/85 (2001), para.69;
- (22) U.N. Doc. E/CN.4/1999/82, para.40 (1999), paras.65-66.
- (23) U.N. Press Release, *Human Rights Council Adopts Texts for Protection from Enforced Disappearance, Rights of Indigenous Peoples*, 29 June 2006.
- (24) E/CN.4/2006/79 (2006), pp.27-28.
- (25) U.N. Doc. GA/SHC/3878, Annex II, 28 November 2006.
- (26) U.N. Doc. GA/SHC/3878.
- (27) U.N. Doc. GA/SHC/3878.
- (28) African Group, Draft Aide Memoire, 9 November 2006.
- (29) Advisory Opinion of the African Commission on Human and Peoples' Rights on the United Nations Declaration on the Rights of

Indigenous Peoples (2007).

- (30) Report of the African Commission's Working Group of Experts on Indigenous Populations/Communities, 2005.
- (31) African Group Proposal, 8 May 2007, reprinted in Willem van Genugten, "The African Move towards the Adoption of the 2007 Declaration on the Rights of Indigenous Peoples: The Substantive Arguments behind the Procedures," in A. G. M. Böcker *et al.* (ed.), *Migration Law and Sociology of Law, Collected Essays in honour of Kees Groenendijk*, pp. 409-416, Nijmegen: Wolf Legal Publishers.
- (32) Report of the Global Indigenous Peoples' Caucus Steering Committee, *Urgent Information for Indigenous Peoples*, 31 August 2007.
- (33) See, for example, Asbjørn Eide, "The Indigenous Peoples, The Working Group on Indigenous Populations and the Adoption of the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples"; in Rodolfo Stavenhagen *et al.* (eds.), *Making the Declaration Work: The United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*, p.39; 上村英明「『先住民族の権利に関する国連宣言』獲得への長い道のり」『Prime』No.27 (2008年), 59頁。
- (34) Case Concerning the Frontier Dispute, Burkina Faso v. Republic of Mali, ICJ Judgement, 22 December 1986, para.22; Frans Viljoen, *International Human Rights Law in Africa*, Oxford University Press, 2007, p.162; Steven R. Ratner, "Drawing a Better Line : Uti Possidetis and the Borders of New States", *American Journal of International Law*, Vol.90 (1996), pp.595-596.
- (35) S. R. Ratner, *supra* note 34, p.612; Emmanuel G. Bello, "African Charter on Human and Peoples' Rights", *Recueil des Cours*, Tome 194 (1995), p.170; 奥脇直也「現状承認原則の法規範性に関する一考察」『法學新報』109号5・6号(2003年), 42 - 44頁; 松井芳郎「試練にたつ自決権」桐山孝信他(編)『転換期国際法の構造と機能』国際書院(2000年)。ICJは、ブルキナファソ・マリ国境紛争事件において、「ウティ・ポシデティスは、一見したところ、人民の自決権に抵触する」が、実際には、新国家の独立と安定が国境紛争によって脅かされるのを防ぐための「もっとも賢い方法」であるように思われると述べている (Case Concerning the Frontier Dispute, para.25)。

ウティ・ポシデティスと自決の両原則は、時間的及び概念的に適用範囲が異なるため、衝突しないという見解もある。See Malcolm N. Shaw,

- “Peoples, Territorialism and Boundaries”, *European Journal of International Law*, Vol.8 (1997), 478-507; Helen Ghebwebet, *Identifying Units of Statehood and Determining International Boundaries: A Revised Look at the Doctrine of Uti Possidetis and the Principle of Self-Determination*, Peter Lang, 2005, pp.68-69.
- (36) See, for example, James Crawford, *The Creation of States in International Law*, 2nd ed., Clarendon Press, 2006, pp.55-61 and 128-131.
- (37) 遠藤貢「内と外の論理からみたアフリカ国家とその変容」『アフリカ研究』第71号(2007年), 110頁; 川端正久「アフリカ国家論争を俯瞰する」川端正久他(編)『アフリカ国家を再考する』晃洋書房, 2006年, 16 - 20頁。
- (38) John Ravenhill, “Redrawing the Map of Africa?”, in Donald Rothchild *et al.* (eds.), *The Precarious Balance: State and Society in Africa*, Westview Press, 1988, pp.282-306.
- (39) Makau W. Mutua, “Why Redraw the Map of Africa: A Moral and Legal Inquiry”, *Michigan Journal of International Law*, Vol.16 (1995), pp.1113-1176; S. R. Ratner, pp.611-612 ; 奥脇・前掲論文注(35), 69 - 70頁。
- (40) Siegfried Wiessner, “Indigenous Sovereignty: A Reassessment in Light of the U.N Declaration on the Rights of Indigenous Peoples”, *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol.41 (2008), p.1172; Rodolfo Stavenhagen, “The Return of the Native: The Indigenous Challenge in Latin America”, *Occasional Papers No.27* (2002), Institute of Latin American Studies, University of London, pp.6 and 10; S. James Anaya, *Indigenous Peoples in International Law*, 2nd ed., Oxford UP, 2004, p.104; 上村英明「国際社会と先住民族 先住民族とエスニシティと国際政治」初瀬龍平『エスニシティと多文化主義』同文堂, 1996年, 306 - 308頁。
- (41) 多文化主義の概念自体が多義的ではあるが、ここでは Will Kymlicka や Charles Taylor 等によっておこなわれている西欧型の自由・民主主義を掲げる国民国家において、文化的多元性と集団差異に基づく権利の承認を求める議論を想定している。Charles Taylor, “Politics of Recognition”, in Amy Gutmann, *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton UP, 1994; Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Clarendon Press, 1995; W. キムリック (著), 千葉真他 (訳)『新版 現代政治理論』日本経済評

26 (26) アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の
受容と抵抗 (小坂田)

論社, 2005年, 476 - 540頁。

- (42) U.N. Doc. E/CN.4/2003/92 (2003), para.24; U.N. Doc. E/CN.4/2001/85 (2001), paras.72, 92, 94 and 95; U.N. Doc. E/CN.4/2000/84 (2000), para.45.
- (43) U.N. Doc. E/CN.4/2004/81 (2004), para.73; U.N. Doc. E/CN.4/2001/85 (2001), paras.96-97; U.N. Doc. E/CN.4/2000/84 (2000), para.45; U.N. Doc. E/CN.4/1998/106 (1998), para.44; U.N. Doc. E/CN.4/1999/82 (1999), para.70.
- (44) U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/1993/26/Add.1 (1993), para.28.
- (45) U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/1993/26/Add.1 (1993), para.26.
- (46) 国連宣言第36条に規定される, 国境を越えた先住民族の交流や協力の権利は, 国家の枠組みを越えるという観点から重要であるが, その権利内容の具体的内容は不明瞭である。
- (47) Nsongurua J. Udombana, “Reparations and Africa’s Indigenous Peoples”, Federico Lenzerini, *Reparations for Indigenous Peoples: International & Comparative Perspectives*, Oxford UP, 2008, pp.401-405.
- (48) IWGIA Declaration News, *Africa Proposes No Action on Adoption of the Declaration*, 9 November 2006, available at: <http://www.iwgia.org/sw37643.asp>.
- (49) ビアフラ主権国家実現運動が有名である (J. Crawford, *supra* note 36, pp.406-407; 王志安『国際法における承認 その法的機能及び効果の再検討』東信堂 (1999年) 129-132頁)。
- (50) フセイン・ソロモン他 (著), 藤本義彦 (訳)「アフリカの『影の国家』: 国家主義から市民社会へ」川端前掲書・注 (37), 226頁; 戸田真紀子「国家がつくる紛争: 国民を守らないのはなぜか」川端前掲書・注 (37), 247-253頁。
- (51) “Land and Natural Resources”, *Wimsa Report on Activities 2002/2003*, available at http://www.san.org.za/wimsa/ar2002_3/annualrep16.htm.
- (52) 松田素二「土地の正しい所有者は誰か: 知の政治学を超えて 東アフリカ・マサイ人の土地返還要求の事例から」『環境社会学研究』第11号 (2005年), 70 - 87頁。
- (53) *The Richtersveld Community and Others v. Alexkor Limited and the Government of the Republic of South Africa*, Case No.488/2001, Judgement of Supreme Court of Appeal of South Africa, 24 March

2003. なお、裁判外で、先住民族に土地が返還された最初の例も南アフリカで、白人入植者によって土地を奪われた San 族の共同体に、約4万ヘクタールの白人農場を買い上げた土地を返還する文書に、1999年3月20日、Mbeki 副大統領（当時）が署名した（池谷和信「ボツワナの自然保護区とカラハリ先住民をめぐる政治生態学」『アフリカ研究』69巻（2006年）、108頁。
- (54) Statement on the Cabinet Meeting of 8 August 2007, Department of International Relations and Cooperation, Republic South Africa.
- (55) Roy Sesana and Keiwa Setlhobogwa v. The Attorney General, Misca. No.52 of 2000 (13 December 2006), Judgement of High Court of Botswana.
- (56) Gumisai Mutume, “‘Indigenous’ people fight for inclusion”, *African Renewal*, Vol.21 (2007), p.6.
- (57) 丸山淳子「開発政策と先住民運動のはざままで ボツワナの再定住地におけるサンの居住形態の再編」窪田幸子他（編）『先住民』とはだれか』世界思想社、2009年、242-243頁。
- (58) U.N. Doc. CCPR/C/BWA/CO/1, para.23. 国連特別報告者の Anaya も、ボツワナにおける先住民族の状況に関する報告書で、CKGB における水へのアクセスの欠如の問題について、CKGB 内のポアホールを復活させることで状況を改善できることを指摘している（A/HRC/15 (2010), para.98)。
- (59) コモン・ロー諸国における先住権原論に共通する特徴について、Jérémie Gilbert, “Historical Indigenous Peoples’ Land Clams: A Comparative and International Approach to the Common Law Doctrine on Indigenous Title”, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 56 (2007), pp.590-592.
- (60) 「先住民族の権利に関する国連宣言」の意義と課題 土地に対する権利を中心に」『講座国際人権法第4巻 国際人権法の国際実施』（国際人権法学会創立15周年記念論文集）信山社、2010年発刊予定。